

事 務 連 絡  
令 和 3 年 12 月 10 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

入国者等で B. 1. 1. 529 株(オミクロン株)の濃厚接触者とされた者への対応について

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新たな変異株である B. 1. 1. 529 株(オミクロン株)発生が南アフリカ共和国において確認されて以降、「SARS-CoV-2の変異株 B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて」（令和3年11月29日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、別添1参照）をはじめとした各種事務連絡を発出しており、その実施についてご協力をいただいているところです。これに関連し、検疫所と各自治体の間における連携のあり方について、改めて整理させていただきました。

つきましては、別添をご参照いただき、入国者がオミクロン株の陽性者の濃厚接触者とされた場合の対応や入国者等に対する健康フォローアップ及び健康観察、検査、移送、宿泊療養等がスムーズに実施されるよう改めてご留意ください。特に、検疫施設との連絡調整等について、ご対応をお願いいたします。

また、本事務連絡の内容については皆様のご理解を深めるべく、Web説明会を開催します。都道府県及び保健所設置市・特別区衛生主管部（局）におかれましては、管内保健所及び政令指定都市の区保健所支所への周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 日時

日時：令和3年12月13日（月）13時30分～14時30分

場所：Zoomを使用（下記URLよりご参加ください）

## 2. 議事次第（案）

- ・別添「オミクロン株陽性者の濃厚接触者対応について」の説明
- ・質疑応答

## 3. その他

Zoomの参加上限の関係から、各都道府県衛生主管部（局）及び各保健所あたり参加アカウントは最大2つまでとさせていただきます。ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班 TEL 03-5253-1111（内線 8944/2392） （夜間直通）
--

# オミクロン株陽性者の 濃厚接触者対応について

別添

## <自宅等において待機している場合>

- 厚生労働省から連絡を受けた自治体が、本人に聞き取り調査を実施。
- 本人に聞き取り調査を行った結果、厚生労働省から連絡を受けた保健所が管轄外の場合は、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。
- 健康観察は滞在地の自治体で実施。本人が移動等を行うことにより、滞在地が変更となった場合には、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。

## <検疫所が確保する施設(以下「検疫施設」という。)で待機している場合>

- 3日又は6日待機指定国・地域からの入国者がオミクロン株陽性者の濃厚接触者(以下「濃厚接触者」という。)の場合  
→退所後は、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。
- 10日待機指定国・地域からの濃厚接触者の場合  
→濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。ただし、入所等の調整がつかない場合には、検疫施設で引き続き待機を行わせる場合もある。
- 検疫施設が健康観察、検査、退所に係る聞き取りを実施。退所後の調整がスムーズにいくよう、検疫施設は、住所地を管轄する自治体との情報共有を実施。また、自治体は事前に検疫施設に連絡し、濃厚接触者の退所後の受入調整を行う。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で2.5時間以内の場合には、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体は濃厚接触者を迎え入れる。-移送手段は住所地を管轄する自治体の手配した車両、ハイヤー、レンタカー等を想定
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で2.5時間以上の場合は、検疫施設の所在する自治体に移管する。

※検査は行政検査とし、移送や宿泊療養施設、自宅療養中の生活支援等に係る費用は緊急包括支援交付金の対象。